

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧表 【差替 19.4.5】

修正後	修正前
<p>(共-1-36)                      1-1-51 暴力団等による不当要求の排除対策                      請負者は、当該工事にあたって長崎県建設工事暴力団対策要領（平成19年4月1日一部改正）に基づき、・・・</p> <p>2. 不当要求による被害または工事妨害を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む）は、所轄の・・・</p>	<p>請負者は、当該工事にあたって長崎県建設工事暴力団対策要領（平成18年7月1日一部改正）に基づき、・・・</p> <p>2. 暴力団または暴力団関係者から不当要求による被害または工事妨害を受けた場合は、所轄の・・・</p>



これに変更が生じたときは、すみやかに**書面**により**監督職員**にその旨を届け出るものとする。

#### 6. 資格証書の携行

**請負者**は、潜水作業に従事する潜水士に対し、その者が港湾潜水技士であることまたは港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として**承諾**を得た者であることを証する**書面**を常に携行させるものとする。

(別 表)

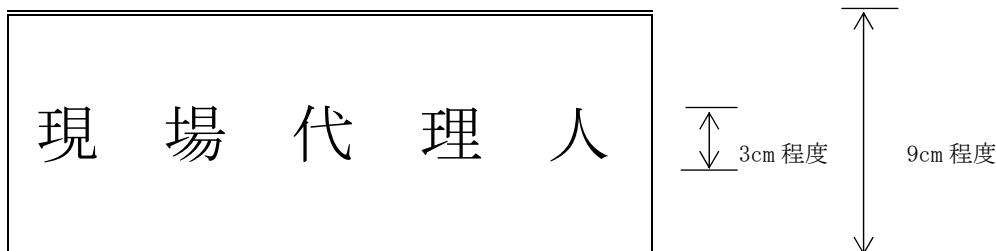
作 業 区 分	
1. 構造物基礎	6. 水中鉋打
2. 構造物設置据付	7. 水中探査
3. 水中コンクリート	8. 水中調査測量
4. 水中掘削	9. その他 (前記に属さない作業)
5. 水中溶接溶断	

注) 上記作業区分において、この要領に定める資格以外の資格を必要とする場合にあつては、当該資格を有していなければならない。

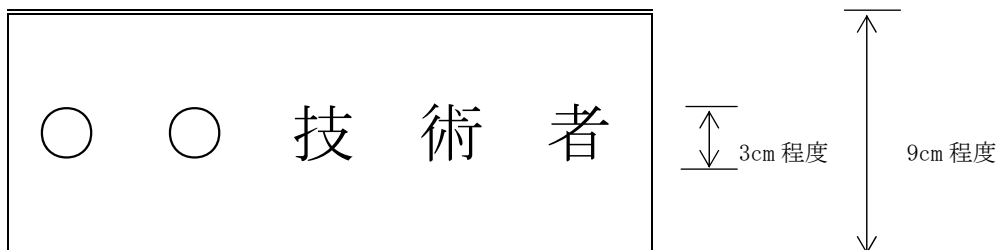
### 1-1-50 現場技術者等の腕章着用

**請負者**が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、下記例によるものとする。なお、これにより難しい場合は、**監督職員**と**協議**しなければならない。

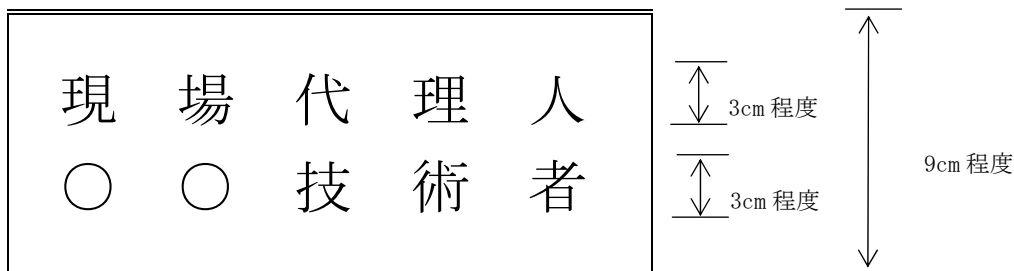
(例1) 現場代理人の場合



(例2) 管理技術者、主任技術者の場合



(例3) 現場代理人と技術者を兼務している場合



※①会社名・会社マーク等の記載も可。

②既に使用の腕章で類似品も可。

### 1-1-51 暴力団等による不当要求の排除対策

**請負者**は、当該工事にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成19年4月1日一部改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

1. 不当要求を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに**監督職員**に**通知**すること。
2. 不当要求による被害または工事妨害を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む）